

厚生省「介護保険緊急即応窓口」に寄せられた  
連絡等の状況（4月7日分）

- ① 受付時間は基本的に9時30分から18時。
- ② サービスが途切れるなど、緊急を要するトラブルに関する連絡はない。事業者からの介護報酬関係の照会がほとんど。
- ③ 受付状況（19時30分現在）

	4/7	4/6	4/5	4/4	4/3	4/3	4/1	総計
都道府県等	6件	15件	20件	12件	9件	15件	20件	97件
利用者等	4件	6件	5件	4件	7件	4件	14件	44件
事業者等	14件	4件	9件	11件	8件	4件	9件	59件
合計	24件	25件	34件	27件	24件	23件	43件	200件

(別紙)

**【都道府県等】**

①利用者負担関係（2件）

- ・ 日常生活用品費の「一律には徴収できない」の意味は。
- ・ 退所時相談援助加算で、情報提供を行う場合の「介護状況を示す文書」の様式は示されるのか。また、特養、老健の入所者の入院時の職員同行の際の費用を利用者から徴収して差し支えないか。

②介護報酬関係（2件）

- ・ 適時、適温の判断はどうするのか。
- ・ ショートの年度をまたがる入所者の取扱いは、特養だけか。また、同日に、デイケアを受けたあとに短期入所（同じ敷地内）できるか。

③その他（2件）

- ・ 3月～4月にかけて、老健の短期入所ケア加算の請求の方法は。
- ・ 特養の概ね3ヶ月以内の入院が明らかに見込まれる者について、その間、入所契約は継続していると解すべきか。特養の入院者による空床利用について、施設入所者を受け入れることは可能か。また、運営基準解釈の定員の扱いにつき、「ショート等」の「等」の意味は。

**【利用者等】**

①サービス内容関係（1件）

- ・ 特養や市からは、特養の入浴は週2回が最低基準であると説明受けたが、入所者本人にはもっと利用させてやりたい。

②利用者負担関係（1件）

- ・ 利用者負担の上限額について教えてほしい。

③介護報酬関係（2件）

- ・ 7時30分から9時までの訪問介護で、8時から9時までは加算時間帯でないのに、なぜ早朝加算がかかるのか。事業者と7時30分～8時、8時～9時と分けて契約すれば、8時～9時は加算がかからないのか。
- ・ 訪問介護の複合型で、この中でさらにサービス内容が区分されているのか。

【事業者】

①ケアプラン関係（2件）

- ・ 施設において、ケアマネ以外の者が計画作成できる特例の延長はないのか。一番良く知っている看護婦が計画作成すべき。また、当面の契約書上「ケアマネがプランを作る」としているが、利用者から「看護婦が作ったということを書面で明らかにしてほしい」言われているが可能か。
- ・ 老健において、14日ほどリハビリを集中的に行うがこれはショートか、入所か。

②サービス内容関係（4件）

- ・ 2週間老健施設、2週間在宅というような形態で継続してサービス利用する場合、老健施設でのサービスは「施設入所」として取り扱ってよいか。
- ・ 特養において、入院患者の空きベッドを期限を定めた新規入所者を受け入れることは可能か。
- ・ 訪問看護で、消耗品は利用者から徴収してもよいか。また、2時間のホームヘルプサービスで、10分間ほどの排せつ介助が入るが、これは家事援助中心とみてよいか。
- ・ ヘルパーステーションにリフトカーがあるが、これを用いて利用者の通院介助とか、買い物を行ってよいか。

③介護報酬関係（8件）

- ・ 特養の精神科医の加算は入所者全員が対象でよいか。また、外泊時の加算は、月末の連続時のみ翌月に続くのか。
- ・ 介護療養型医療施設で、医療から介護、介護から医療へ転床する場合の入院の起算日は。
- ・ 居宅療養管理指導について、外来でのみ診療している要介護者にも算定できるのか。
- ・ 通所介護からショート、通所介護から施設入所、ショートから施設入所、これらを同一日に同一施設で行う場合の算定方法は。
- ・ 居宅療養管理指導について、検査や投薬などの医療行為は含まれるのか。
- ・ 短期入所で、経管栄養した場合、特別食の加算はとれないのか。また、日常生活費にかかる利用料の解釈について。
- ・ 訪問看護の医療と介護の切り分けについて。また、ガーゼ代は報酬に含まれているのか。
- ・ 居宅サービスの解釈通知について、「栄養士の行う居宅療養管理指導」の記載の書き方はおかしいのでは。